



30 日臨技発第 448 号

平成 30 年 11 月 6 日

都道府県臨床（衛生）検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文



「衛生検査所指導要領」の送付について(通知)

謹啓

貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成30年厚生労働省令第93号。以下「改正省令」という。)が同年7月27日に公布され、同年12月1日より施行されることになりました。

今般、別添のとおり厚生労働省医政局長通知により、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長衛生主管部(局)長あてに衛生検査所指導要領を通知した旨の通知がございましたので、お知らせいたします。

貴団体会員宛に周知願います。

謹白

別添文書

1. 衛生検査所指導要領